

経営状況分析センター西日本(株)は、「信頼・スピード・誠実」をモットーに迅速かつ正確な分析業務を心がけております。今後共、当分析センターをご利用の程お願い申し上げます。

経営事項審査の改正の方向性について

2025 年 7 月、国土交通省は建設業法の改正に伴い、**経営事項審査(経審)制度の見直し**に向けた方向性を公表しました。これは、建設業界の持続可能性や社会的責任をより重視する流れを反映したものです。

1 技能者を大切にせる企業の評価強化

- ・「**技能者を大切にせる企業の自主宣言**」を新設し、宣言企業に加点(W 評点)
- ・建設キャリアアップシステム(CCUS)の活用状況に関する配点の変更予定
 - 民間工事を含む全事業場での活用 15 点→10 点
 - 公共工事のみでの活用 10 点 → 5 点
- 減点分は「技能者を大切にせる企業」への加点に充当 (新設 宣言した場合→5 点)

2 建設機械の保有状況の加点対象拡大

能登半島地震などの災害において、これまで加点対象外の建設機械が応急復旧で活用されたことを踏まえ、加点対象となる建設機械の種類の拡大を検討している。

3 社会保険未加入に関する評価項目の削除

令和元年改正建設業法により、建設業許可の要件として社会保険(雇用保険・健康保険・厚生年金保険)への加入が義務付けられました。許可の更新期間が 5 年であるため、2025 年 10 月 1 日以降は、事実上すべての許可業者が社会保険加入要件を満たすことになります。これに伴い、許可と経審における重複審査を解消するため、社会保険の未加入に対する減点項目が経審の評価項目から削除されます。

上記項目は、現在検討中であり、2025 年 12 月中には、結論を出す予定。

今回の経営事項審査の改正は、単なる点数評価の変更にとどまらず、建設業界全体の「人」と「社会貢献」を重視する方向への転換を促すものです。建設事業者は、これらの改正の方向性を理解し、適切な対応を進めることが今後の公共工事において重要となります。

* 詳細については、国土交通省のホームページ等でご確認ください。